

## 姫路市教育委員会会議録（令和4年1月）

- 日 時 令和4年1月20日（木）午後2時00分から
- 場 所 姫路科学館講義室
- 開 会（午後2時00分）
  - 日程第1 会議録署名委員の指名等
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議事
    - 議案第57号 姫路市立図書館協議会委員の任命について
    - 議案第58号 姫路市文化財保護審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について
  - 日程第4 報告
    - 1 令和3年第4回市議会定例会での審議結果等について
    - 2 「姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会」のまとめについて
    - 3 姫路市学校給食費徴収規則の制定について
    - 4 姫路市教育情報セキュリティポリシー及び実施手順の制定について
    - 5 第4回姫路市立高等学校在り方審議会の審議内容について
    - 6 姫路市体罰のない学校園づくりのための検討会議の開催について
  - 日程第5 次回委員会開催日時等
  - 日程第6 その他
- 出席者（委員）西田教育長、山下委員、松本委員、森下委員、角谷委員  
（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、原田学校教育部長、福永生涯学習部長兼文化財課長、干谷城内図書館長、殿垣総務課長、宮崎教育企画室主幹、三木教職員課長、春名健康教育課主幹、西川教育研修課長、大谷文化財課主幹  
（書記）簗島総務課課長補佐、島田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。  
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により角谷委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
  
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、  
議案第57号 姫路市立図書館協議会委員の任命について  
議案第58号 姫路市文化財保護審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について  
報告事項の6 姫路市体罰のない学校園づくりのための検討会議の開催について  
が追加になっております。

教育長

- 議事に先立ち、会議の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。

教育長

- 議案第57号及び議案第58号は、会議規則第15条第1号に規定する教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当するため、非公開とすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 出席委員の3分の2以上の多数が賛成と認め、議案第57号及び議案第58号は、非公開と決定します。  
なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、  
報告事項の1 令和3年第4回市議会定例会での審議結果等について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 報告事項の1について説明)  
「1 会期」は、令和3年11月25日から12月21日までの27日間で開催されました。  
「2 議案及び審議結果」でございますが、議案第86号の令和2年度姫路市一般会計決算認定につきましては、第3回に引き続き、継続審査となりました。  
また、議案第113号「姫路市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、原案のとおり可決されました。  
なお、議案第113号につきましては、10月14日開催の教育委員会において、意見の申出に係る承認をいただいた案件でございます。  
次に、「3 質疑・質問」でございますが、12月3日、6日及び7日に13人の議員から個人質疑・質問が行われ、うち、教育委員会に対しては9人の議員から、14項目の質疑・質問があり、答弁いたしました。  
12月3日には、新生ひめじの井上太良議員、日本共産党議員団の谷川真由美議員、市民クラブの駒田かずみ議員、創政会の江口千洋議員から、個人質疑・質問がありました。  
井上議員からは、「学校給食」及び「小学校の音楽クラブの維持」について質問がありました。「学校給食」の「公会計化の問題点」のうち「食の品質や安全性をどのように担保していくのか」につきましては、公会計化することで、入札や見積合わせの手続きを経て、競争性を確保することが原則となるが、学校給食の物資調達については、市に業者登録された業者の中から、さらに学校給食用物資納入業者登録制度を設け、給食用物資の納入事業者の登録基準を定めることにより、食材の品質や安全性を確保し、安定的に調達できるよう努めてまいりたいと、答弁いたしました。  
谷川議員からは、「特別支援学級の児童虐待問題について」、「不登校児童生徒への支援拡充を」及び「不当要求議員による不当要求問題について」質問がありました。「特別支援学級の児童虐待問題について」のうち、「特別支援学級の設置場所の見直しを」につきましては、学校長が、障害の特性を考慮し、多様な学習活動に柔軟に対応するための設備や、十分な安全性を確保することができる空間を確保しているため、年度ごとの設置場所の変更は容易ではない。やむを得ず、他の教師から目の届きにくい場所となっている場合は、教職員が積極的に特別支援学級の教室を訪れることで、開かれた特別支援学級づくりができると考えており、開かれた特別支援学級となるよう、各学校に働きかけてまいりたいと、答弁いたしました。  
駒田議員からは、「姫路市の内部統制の在り方について」質問がありました。「内部統制の対象部署」につきましては、これまで、「姫路市リスク管理基本方針」に従い、自己点検を通じた業務適正化の取組を進めてきたが、さらなるリス

ク管理の必要性を感じている。教育委員会が行う内部統制には法的根拠がないので、内部統制制度の趣旨を踏まえたりリスク管理体制を、市長部局と協議、検討してまいりたいと、答弁いたしました。

江口議員からは、「未来ある子どもたちのために」として質問がありました。「教員への研修の徹底・指導の在り方」につきましては、令和4年4月に特別支援学級担任者を対象に、障害の種別ごとに必要な環境整備、子供の特性についての理解、指導の在り方などについて学ぶスタートアップ研修を新たに実施し、これまで実施していた特別支援学級担任者研修を、特別支援学級担任者だけではなく、幅広く受講できるようにする。また、県立特別支援学校コーディネーターや専門家の招聘、ベテラン教員から学ぶ実践研修等、教職員の資質能力の向上を図るために研修を充実してまいりたいと、答弁いたしました。

12月6日には、自由民主党・無所属の会の石見和之議員、日本維新の会の竹中由佳議員、燎原会の牧野圭輔議員から個人質疑・質問がありました。

石見議員からは、「特別史跡姫路城跡における姫路市立美術館の増設について」、「夜間中学の姫路スタイルの実現に向けて」及び「特別支援学級の学級定員の標準について」質問がありました。このうち「美術館の増設」につきましては、令和3年5月に兵庫県下で初めて、「姫路市立美術館を中核とした文化観光推進拠点計画」が、国により認定されたところであり、これを契機にして、美術館は、姫路城と一体的に質の高い文化発信力を有する世界的にも優良な文化資源保存活用施設となる。美術館の機能を増強することが可能となれば、我が国の文化観光を推進する拠点施設として、姫路城とともに、文化、観光、経済における好循環をしっかりと生み出すことが期待できるが、一方、美術館は特別史跡地内にあるため、現状変更について厳しい制約があるものと認識しており、改正文化財保護法の趣旨も踏まえ、可能性について探ってまいりたいと、答弁いたしました。

竹中議員からは、「市立学校のトイレに生理用品の無償設置を求めることについて」質問がありました。この質問に対しましては、現時点では、生理用品を公費で負担することについて、福祉施策により限定的に行う場合などを除き、社会的合意が形成されているとはいいい難く、保健室で養護教諭を通じて配付することにより、真に必要とする生徒が確実に受け取ることができるほか、生徒への多面的な支援を行っていく上でのメリットがあると考えているので、現行の対応を継続したいと、答弁いたしました。

牧野議員からは、「姫路市北部地域の活性化と姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に基づく取組」について質問がありました。このうち「姫路市北部地域を対象に検討されている市からの支援」につきましては、通学距離が長くなる児童・生徒への支援として、スクールバスを運行する、通学路が変更されることによる道路等の安全確保などが挙げられる。今後、具体的な支援策は、各校区の状況を踏まえながら、個別に検討する必要があると、学校地域協議会等において、地域の皆様の意見を伺いながら、取組を進めていきたいと、答弁いたしました。

12月7日には、市民クラブの蔭山敏明議員、創政会の今里朱美議員から個人

質疑・質問がありました。

蔭山議員からは、「学校の統廃合について」質問がありました。「姫路市立3高等学校」のうち「市立3校を1校に集約のうえ、姫路らしい高等学校を作る決断をすべきと考えるが、所見を聞きたい」につきましては、市立高等学校の在り方審議会においての意見や兵庫県において県立高等学校の規模や配置について検討が進められていること等も踏まえ、次代を担う姫路の子供たちにより良い教育を提供できるよう、魅力ある市立高等学校づくりを進めていきたいと、答弁いたしました。

今里議員からは、「播磨地域の夜間中学として」の質問がありました。このうち「不登校特例校との併設へ」につきましては、学齢期の生徒が夜間に通学することの是非や、通学の安全性等についても課題があると考えられるため、現時点では、学齢期の生徒につきましては、入学対象者とはしない予定であると、答弁いたしました。

次に、「4 文教・子育て委員会について」でございますが、12月9日に開催されました。主な審議内容につきましては、委員長口頭報告事項のとおり、

- ・教職員の体罰・暴言等非違行為に関する調査の結果に関しては、体罰・暴言の疑いについて管理職が把握した時点で、確実に教育委員会に報告される仕組みを作りたい、また、新たに判明した体罰・暴言の疑いが報道されることで、学校現場においても混乱が起きる可能性があることから、城陽小学校と同様の支援体制を取ることができるよう準備を進めてほしい。
  - ・夜間中学に関しては、給食の実施について検討するとともに、年齢、国籍、学習歴などが異なる生徒一人一人に寄り添った学びを実現させるため、ICTを活用した学習を進めるよう検討してほしい。
- との意見がございました。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- 意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了承したいと思えます。

教育長

- 次に、  
報告事項の2 「姫路市立城陽小学校における体罰・暴言事案に係る検証委員会」のまとめについて  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (教職員課長 報告事項の2について説明)  
検証委員会は、令和3年11月5日に第1回委員会を開催し、それを含め全5回の委員会を実施いたしました。そして、本事案が生じた原因がどこにあるかという視点と体罰・暴言が長期間継続した原因がどこにあるかという視点から検討を進め、整理していただき、12月24日に立花委員長から教育長へ検証意見書と

して提出をしていただきました。

検証意見書による検証の検討・分析結果ですが、まず、事案が生じた原因については、当然ながら、加害教諭の資質等の問題であり、その行為は、人格を傷つけるものであって到底許されるものではないとされています。また、特別支援学級の担任の負担の大きさだけでなく、特別支援学級を担当する専門性の不足、適性や資質のミスマッチが存在していたと考えられると指摘されております。

また、長期化した原因については、管理職が報告を受けつつも適切な対応ができていなかったことが最も重要で大きな問題であるとしています。加えて、体罰・暴言事案が存在するかもしれないという認識の不足、管理職の教育委員会への報告や相談、情報共有を行おうとする意識の不足、体罰・暴言事案に対しての教育委員会の積極的な関与体制の在り方、管理職における教職員のメンタルヘルスに対する認識や配慮の不足、同僚教員との関係性や意識の在り方、公益通報制度や教職員相談等の制度の周知不足等が考えられるとされ、結果として長期間にわたり体罰・暴言事案を放置する事態になったと結論付けられております。

これらの検証結果報告を踏まえ、本市の市立学校園における体罰等の防止対策について、専門的な見地や保護者の立場から幅広く意見を求めることを目的とした、「姫路市体罰のない学校園づくりのための検討会議」が、現在、発足しており検討が進められております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

検証委員会では原因の検証だけを行い、その検証結果を踏まえて、再発させないための対策等については、次の検討会議で検討することになるのですか。

(答)

そのとおりです。検証委員会では原因の検証結果をまとめていただき、それをもとに、現在、再発防止に向けた検討を検討会議で行っています。

(問)

原因については多方面な要因があると思いますが、それぞれの要因に対し、一つ一つ対応策を検討していくのか、どのように検討していく予定ですか。

(答)

体罰等の防止についてであれば、教職員、管理職、教育委員会ごとに対して、検証結果から柱をつくり、どのように対応していくか、幅広く検討しているところです。

(問)

加害教職員は心療内科に通院していましたが、加害教職員から小学校の校医やカウンセラーへの相談はなかったのですか。

(答)

本来であれば、管理職が校医やカウンセラーに話をし、メンタル相談につなげるのですが、管理職の認識が低く、校医等との関わりはありませんでした。

- (意見) システムが働いていないと思います。私からも医師会へ働きかけるので、もっと連携を図ってください。
- (答) 御意見をいただいたことについて、労働安全衛生協議会を通し、各学校へ周知します。
- (意見) 教育委員会からも校長会等で各校長に伝えてください。
- (答) そのようにします。
- (問) 時間外労働が長くなった場合、産業医と面談する制度がありますが、学校に周知されていますか。
- (答) その点については、年度初めに校長へ通知していますが、再度通知します。
- (問) 校長先生に、メンタル的な問題等を定期的に相談できるような仕組みはないのですか。
- (答) 仕組みはありませんが、通常、校長は教職員がメンタルの不調を訴えると、職務上やプライベート上で抱えている問題があるかどうか、教職員に話を聞き、業務の調整をしています。城陽小学校では、そのような配慮がされていませんでした。
- (意見) リスクを抱えながら仕事をする教職員に対し、手を差し伸べてあげて欲しいです。
- (答) 御意見を参考にしながら、安全衛生協議会で話をしたいと思います。
- (意見) 加害教職員は、特別支援学級やクラブ活動のことを、一人で長く抱えきりでしたが、組織的には良くないと思います。何かあったら代わりにやってもらえるようなバックアップができ、次につなげる運営体制が必要です。
- (答) そのとおりだと思います。特別な仕事については、伏線を張りながら人事を行っていますが、全てがそのようにはなっていません。学校の組織づくりや運営について、周知を図ります。
- (問) スクールロイヤーは利用できるのですか。
- (答) スクールロイヤー制度はありませんが、学校サポート・スクラムチームがあります。その中に弁護士2名がおられるので、学校で起きた問題について、会議で取り上げ話し合ったり、個別に弁護士のところへ出向き相談したりしています。

- (問) 今回、そのような相談はされなかったのですか。
- (答) 今回の事案については、学校から教育委員会への報告は6月に入ってからでした。それ以前に弁護士への相談はございませんでした。
- (意見) 現状に対する問題の有無を自分で判断しようとしたので間違っただと思います。誰かに相談していれば、「おかしい。」と言えたと思います。自分から外に発信するのは難しいと思うので、問題が大きくなる前に、2か月に1回でも定期的に相談できる体制があれば良いと思います。
- (答) 検証委員会でも同様の指摘を受けています。管理職が相談しやすい体制として、いきなり教育委員会ではなく、その前に相談できる人を考えています。そこから教育委員会や弁護士につながることはできないかと考えています。学校指導課の中に学校経営アドバイザーの元校長がいるので、次年度から、その業務の中に校長の相談対応を加えるよう検討しています。
- (意見) 校長先生が相談できるのは良いと思います。保育所で行っているように、一つのクラスのことを、みんなに相談できる体制、みんなで言い合える雰囲気をつくっていき、頻繁に話し合い、複数で見えるようにしてほしいと思います。
- (答) 特別支援学級の担任が孤立しがちであるとか、悩みを共有できていない等の指摘を検証委員会からもいただいています。保育所の先生が、みんなで子供を見ているような同僚性について、その方法や研修について検討したいと考えています。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれです承したいと思います。
- 教育長 ○ 次に、  
報告事項の3 姫路市学校給食費徴収規則の制定について  
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (健康教育課主幹 報告事項の3について説明)  
学校給食費の公会計化につきましては、令和4年度からの実施を目指して、関係者との調整等取組を進めておりますが、この度、学校給食費に関する徴収規則を制定いたしましたので、御報告をさせていただきます。  
「1 制定の理由」ですが、令和4年度からの公会計における学校給食費については、契約により発生する私債権となることから、保護者等から「学校給食申込書」の提出を求めますが、徴収・管理等の統一的な運用を図るため、当該規則で必要な事項を定めるものでございます。

「2 制定の概要」でございます。

- (1) 学校給食の申込み（第3条関係）では、「学校給食を受けようとする児童生徒等の保護者及び職員等は、市長に対して、姫路市学校給食申込書を提出することにより申し込まなければならない。」と規定しております。
- (2) 学校給食費の徴収対象者（第4条関係）ですが、「学校給食を提供すると決定した児童生徒等の保護者及び職員等」でございます。約4万6千人を想定しております。
- (3) 学校給食費の額、納期限等（第5条、6条関係）ですが、学校給食費の一食単価は現行と同じ小学校270円、中学校300円、特別支援学校270円、幼稚園255円といたします。年間の給食費を1期分から9期分は月額を決めて月末を納期限として請求し、10期分は精算額を請求いたします。6月納期限分を1期として3月にかけて10期で徴収いたします。
- (4) 学校給食費の納付額の特例（第7条関係）ですが、「食物アレルギーを有することその他それに類する事情のため、学校給食の献立の一部を中止する児童生徒等又は職員等に係る学校給食費の納付額については、学校で食数管理を行い、実際に喫食した献立の費用に相当する額の徴収を行う。」とし、アレルギー対応については、引き続き保護者と学校によるアレルギー対応委員会で喫食できない献立について協議、決定を行います。
- (5) 学校給食費の額の通知（第8条関係）ですが、「各月の納付期限における納付額を決定し、又は当該納付額を変更したときは、納付義務者に対して、速やかに姫路市学校給食費納付額決定（変更）通知書により通知」いたします。当初の通知は6月中旬の予定でございます。
- (6) 学校給食費の徴収方法等（第10条関係）ですが、口座振替又は姫路市学校給食費納入通知書での支払いとなります。納入通知書につきましては、金融機関窓口、コンビニ、電子マネーに対応できるものとして準備を進めております。
- (7) 準備行為（附則関係）としましては、「学校給食の申込みの手続その他学校給食費の徴収のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。」とし、学校を通じた「姫路市学校給食申込書」の回収等を行っております。

最後に、「3 施行期日」は、令和4年4月1日としております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

(意見)

アレルギーのある児童は別として、給食を受けるのが基本だと思っているのですが、規則中、「学校給食を受けようとする児童生徒等の保護者は、市長に対して、姫路市学校給食申込書を提出することにより申し込まなければならない。」とあるのは、実情と合っていないように思います。

(答)

文言をみると、そのように思いますが、双方の意思による契約になることから、

このような文言になります。自由な選択でないことは、保護者にはお伝えしていません。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、  
報告事項の4 姫路市教育情報セキュリティポリシー及び実施手順の制定について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育研修課長 報告事項の4について説明)

「姫路市教育情報セキュリティポリシー及び実施手順の制定」について報告いたします。資料は、① 概要説明資料、②「学校園情報セキュリティ委員会委員」、③「姫路市教育情報セキュリティ基本方針」、④「姫路市教育情報セキュリティ対策基準」、⑤「姫路市教育情報セキュリティポリシー実施手順」の5つです。

資料①をご覧ください。教育情報セキュリティポリシーとは、学校及び教育委員会が情報資産を取り扱うにあたり、どのようにセキュリティを確保するかを明文化したものです。情報資産を漏えい、流出、改ざん、破壊等から守りながら、ICTを適切に活用することを目的として制定しています。図にありますように、セキュリティポリシーは、基本方針と対策基準で構成されており、その実施に向けた具体的な手順を示したものが実施手順になります。

続きまして、今回の制定の経緯を報告します。これまで姫路市では、平成25年12月に制定しました「姫路市学校園情報セキュリティポリシー」及び「実施手順」に基づき、教育における情報セキュリティ確保に努めてまいりました。当時は、学校における主な端末利用者は教職員であり、子供たちはパソコン教室のデスクトップ端末や各学校に10台程度配置したタブレット端末など学校教育の一部においてのみ端末を利用していました。

しかし、「GIGAスクール構想」により学校におけるデジタル化が進み、教職員だけでなく子供たちも日常的に端末やクラウドサービスを利用するようになる等、学校を取り巻くICT環境が大きく変わりました。

そこでこのたび、令和3年5月に文部科学省が発表した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及びその「ハンドブック」をもとに、新たに「姫路市教育情報セキュリティポリシー」及び「実施手順」を作成しました。

作成にあたりましては、市長部局の情報セキュリティポリシーを所管する総務局情報管理室と何度も協議を重ね原案を作成し、学校園情報セキュリティ委員会の審議を経たのち、副市長の決裁を受け制定しました。学校園情報セキュリティ委員会の委員は、資料②のとおりでございます。

この後の流れですが、本日の教育委員会での報告を経た後、2月の定例校長会で発表し、3月の周知期間を経て、4月1日から施行する予定です。

資料2枚目をご覧ください。新しいセキュリティポリシーの要点をお伝えします。

1点目は、基本方針を、教育委員会も地方公共団体の部局の一つであるという考えから、「姫路市情報セキュリティポリシー基本方針」に準拠させていることです。

これに伴いまして、2点目のように組織体制を変更しました。新しいセキュリティポリシーでは、最高情報セキュリティ責任者に副市長を充てています。

3点目は、学校園及び教育委員会事務局の職員に適用されるセキュリティポリシーを、使用するネットワークにより整理した点です。高校の事務職員や幼稚園の教職員は、市の職員と同じネットワークを使用していますので、適用するポリシーを姫路市情報セキュリティポリシーとしました。この点は、情報管理室と確認済みです。

4点目は、GIGA スクール構想に合わせ、対策基準の7項目めの2に「クラウドサービスの利用」を新設し、クラウドサービスを利用する際の要点を明記した点です。

5点目も GIGA スクール構想に合わせた内容です。対策基準の8項目めに「1人1台端末におけるセキュリティ」について、実施手順の第5章に「GIGA スクール構想における児童生徒1人1台端末・クラウド利活用時の情報セキュリティ対策」について要点を明記し、1人1台端末環境におけるセキュリティ対策をまとめました。

6点目は、実施手順についてです。セキュリティポリシーは先生方に知っていただき、守っていただくことに意味があります。そこで、文部科学省のハンドブックを参考に、実施手順を「本文」「コラム」「図表」「行動規定」で構成し、教職員が遵守すべき具体的行動、及びその背景となる考え方をわかりやすく示しました。また、「行動規定」は別冊に取り出してまとめ、教職員がいつでも自分の行動を確認できるようにしました。

7点目は、子供たちの情報セキュリティについてです。今回のポリシーが直接子供たちに適用されるわけではありませんが、GIGA スクール構想では、子供たちにも情報セキュリティや情報モラルに関する知識やスキルを身に付けさせることが求められています。そこで、実施手順に教師が指導すべき内容を記載しました。

以上のように新しいセキュリティポリシーは、これからの ICT を活用した教育を見据えて制定しております。事務局としましては、このポリシーを周知徹底し、情報セキュリティの確保に努めながら、教育の情報化を進めていく所存です。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

教職員への周知徹底にあたってのスケジュールはどうなっていますか。

(答)

2月の校長会でアナウンスするとともに、教職員の掲示板サイトで周知し、4月

から運用を開始する予定です。

(意見) 資料を掲示し、教職員に確認するように伝えるだけでは周知したことにはなりません。内容を分かりやすく説明する勉強会を開催し、各教職員に落とし込むことが必要です。

(答) 学期ごとに、学校から「USB管理報告書」を提出してもらっていますが、クラウドサービスになり、USB使用が減っているので、管理は続けますが、この報告をやめて、今後、その代わりに職員が守る行動規定を確認したか、研修をしたか、を報告する「職員が守る行動規定報告書」を学期ごとに提出してもらい、確認していこうと考えています。

(問) 校長会でアナウンスされた後、校長が学校内で勉強会を開催し、教職員に周知してもらおうのですか。

(答) 4月に各学校で「情報教育の進め方」のような形で議題提案があるので、その中で、セキュリティポリシーが変更となっていることを全教職員に周知し、学期ごとに行動規定を守っているか確認するための報告書を提出するように伝えます。

(要望) 各学校での周知や活動状況を情報共有できるようにしてください。

(答) 良い情報は発信していきたいと思います。

(意見) 絵に描いた餅にならないように、全教職員への周知はもちろんですが、担当者会や各学校の情報の核となる先生へも再周知を図り、しっかり対応してください。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の4についてはこれです承したいと思います。

教育長 ○ 次に、  
報告事項の5 第4回姫路市立高等学校在り方審議会の審議内容について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局) ○ (教育企画室主幹 報告事項の5について説明)  
第4回審議会を1月13日に開催いたしましたので、その審議内容についてご報告申し上げます。

それでは、別冊2の資料1ページをご覧ください。次第でございます。第4回審議会では、今後の審議スケジュールについての報告と、答申案について、御審議いただきました。

次に、スケジュールでございますが、1月13日の第4回、次回が2月22日の

第5回でございますが、審議が尽くされた場合には、2月末に答申をいただく流れを御説明いたしました。

続きまして、答申案でございます。目次ですが、1として、「市立高等学校を取り巻く状況と課題」、2が「目指す方向性」、3が「これからの市立高等学校の考え方」、4が「今後の進め方」の組み立てとしております。

「1 市立高等学校を取り巻く状況と課題」でございますが、市立3校はいずれも6学級以上あり、進学希望者の多い学校であるが、少子化の進行や社会の変化、また、校舎の老朽化により、今後、多額の改修費用が必要になるといったことなど、新たな課題も生じていることから、より一層充実した市立高等学校を構築していくために、その在り方を見直す必要がある、としておりまして、さまざまな状況、課題について記載をしております。

「2 目指す方向性」でございますが、こちらでは、第2期姫路市教育振興基本計画で掲げる基本理念や目指す人間像をベースに、市立高等学校で育成したい資質や能力をア、イ、ウと列挙しております。

「3 これからの市立高等学校の考え方」でございますが、ここからが、答申の中心となる内容でございます。内容といたしましては、

現在の市立3校はいずれも1学年6学級であり、県が望ましいと考える規模を辛うじて維持するといった状態となっている。今後さらなる生徒数の減少が見込まれる中、活力を維持し、教育の質を高めていくためには、これまでの取組だけでは対応できない状況にある。また、県では、県立高等学校の再編を視野に入れた計画の策定を進めており、県立校の状況も含め、本市における高等学校の教育環境を第4学区全体で考える必要がある。

次に、公立の高等学校は全国的に県立が多いが、市立高等学校を運営することは、本市の未来を担う人材の育成の観点から意義がある。高等学校は、社会に出て自立する前の段階にある者が、学力だけでなく、社会の中で生きていくために必要な社会性や人間性を育む場であることから、地域の温かい目で見守られ、多様な人と会うことで刺激を受けながら、生徒一人一人が、自らの長所を伸ばし、活躍する機会をつかむことができる場であることが望ましい。

加えて、市立高等学校の施設は、いずれも老朽化が進んでおり、教育環境の改善は喫緊の課題である。しかしながら、今後、市全体の予算規模の拡大が望みにくい中、多額の整備費用を支出し続けることは、将来世代に過度な負担を強いることになる。

以上の論点を踏まえ、市民から選ばれる市立高等学校であるためには、未来を切り拓く力となる学校を新たに構築していく積極的な方策が必要であり、そのためには、市立高等学校を1校にすることを前提として、新設も視野に施設の抜本的な整備を進めるとともに、これまで培われた実績を糧に、変動する社会状況に対応できる充実した教育内容を提供できるよう、当該校に教員や財源など教育資源を集中させることが必要である、としております。

その際に重要なこととして、「(1)特色ある取組」といたしまして、フラッグシップとなる専門学科などについては、学校の魅力を位置づけるものであり、新た

な市立高等学校の姿を見据え、時代のニーズに合った内容に見直していくことや、その際には、1 学年 10 学級程度の規模の大きな学校を目指すこと、また、ICT の活用や、小中学校・大学等との連携、中高一貫教育など、多様な視点に立った教育カリキュラムを積極的に研究、検討し、本市が求める学びをしっかりと実現することができる教育システムを構築することが肝要、としております。

次に、「(2)学校施設環境の整備」でございますが、生徒一人一人の可能性を引き出す個別最適な学びと多様な経験を得るためには、施設・設備の充実は大きな要素であり、再編に際しては、令和の時代にふさわしい内容となるよう配慮されたい。また、立地や周辺環境についても考慮する必要がある、としております。

次に、「(3)校風の継承」でございますが、親しみやすい校風が市立高等学校の魅力の一つとなっており、学校の再編に当たっては、これまでの市立高等学校の歴史や伝統を発展的に継承していくことが求められる、としております。

続きまして、「4 今後の進め方」でございます。

まず、「(1)スケジュール」でございますが、子供たちが具体的な進路目標を設定できるよう、将来の市立高等学校の姿をなるべく早く明らかにすることが望ましい。また、施設の老朽化が進み、大規模な整備を進めなければならない時期も近づいていることから、具体計画の策定など、速やかな対応を進めてほしいことが記載されております。

次に、「(2)留意事項」でございますが、再編に当たっては、県と十分に連携を図りながら計画的に募集定員を減らすことや、中学生や在校生に十分配慮すること、また、教職員の状況についても留意し、県立高等学校との活発な人事交流や研修機会の確保を求めていく必要がある、としております。

これらについて、委員からは、

- ・予算を集中させることや、老朽化した施設を新設するために、1校にするという点については、そう思っているが、最初に1校ありきとするのではなく、新しい学校像をイメージして検討したうえで、最終的にその選択肢になるということが必要ではないか。
- ・統合に当たっては、積極的に新しい高等学校を作っていくということを前面に出した方がよい。課題としては、財政状況などの消極的な課題だけでなく、教育の質が変わってきていることなど、積極的な課題をもう少し示した方がよい。
- ・「1校を前提に」という表現については、資源を集中しようということと思うが、「1校も視野に」といった表現に少し変えた方がよいのではないか。
- ・統合による発展的な内容をもっと盛り込んでもらえたら、学校のOBなどにも納得していただけるのではないか。
- ・これからは、県内に限らず、国内や海外の高等学校とライバルとして切磋琢磨していく必要があることから、3校の力を一つにまとめて、突き抜けた学校を作る必要があるといった書きぶりをして、未来志向的な考え方がどこかに出てくればよいのではと思う。
- ・保護者の立場からは、魅力ある学校を作るとはとても良いが、受検の受け皿を確保するなど、子供の負担にならないようにしていただければと思う。

・学力による輪切りになるのではなく、多様な魅力を持った生徒がいる学校になるのかなと思っている。そういうことも今後考慮してほしい。  
などの御意見がございました。

最後に、次回、第5回審議会は、2月22日火曜日に開催を予定しており、この度いただいた委員の御意見を資料に反映させたいと、引き続き、答申案について御審議いただく予定です。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

新聞に掲載されていましたが、市立高校を一校にすることを前提とした答申になるのですか。

(答)

審議の途中段階であって、第3回審議会の際に、そのような意見が複数出たので、それを答申案として文章化しております。

(問)

審議会委員の意見を紹介してもらいましたが、一校にすることを理由付けばかりで違和感があります。校風の継承については、三校の校風はそれぞれで、すべてを一つに継承できないと思いますが、どのような校風の継承を考えておられるのですか。

(答)

地域と密着しているとか、雰囲気が良いとの意見をいただいているのですが、市立高校の良い雰囲気は継承していかなければならないと認識しています。

(補足)

今の時点で、一校で決定ということではありませんね。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の5についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、  
報告事項の6 姫路市体罰のない学校園づくりのための検討会議の開催について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教職員課長 報告事項の6について説明)

検証委員会からの検証意見書の結果報告を踏まえ、本市の市立学校園における体罰等の防止対策について、専門的な見地や保護者の立場から幅広く意見を求めることを目的とした、「姫路市体罰のない学校園づくりのための検討会議」の第1回目を12月21日に開催いたしました。

まず、今回の体罰・暴言事案の概要説明を行い、委員の皆様から意見をいただきました。

そして、今後の進め方について検討会議の主な審議事項についての論点整理が行われました。検証委員会の検証意見書をもとに、①体罰等の防止について、②体罰を認知した場合の対策について、③特別支援教育に関する意見、④その他とし、論点単位での検討を進めていくことが確認されました。

第2回目の検討会議は、1月17日に開催いたしました。立花副座長からの検証意見書の概要説明の後、1回目の検討会議で確認した論点をもとに、委員の皆様からご意見をいただきました。まず初めに、体罰等の防止については、どのような対策をとる必要があるのかを具体的に教職員、学校管理者、市教委のそれぞれの立場に対して意見をいただきました。

さらに、体罰等を認知した場合の対策については、認知した者からの意見が言える仕組づくり、管理職と市教委の連携、体罰等が発生した場合の対応について意見をいただきました。

今後の検討会議においては、引き続き特別支援教育に関する意見をいただくとともに、委員から出された様々な意見を踏まえて、「すぐに取り組むこと」「今後検討していくこと」に整理していく予定です。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ 資料の構成を詳しく説明してください。

(答)

検証委員会でいただいた検証意見書の項目ごとに、検討会議委員の意見と今後の対応策を追加していく予定で、10ページまでは、1月17日に検討いただいた要旨をまとめており、11ページ以降は次回に意見をいただく予定のため、それぞれの項目に対するキーワードのみを、あらかじめ記載しています。

(問)

最後は、どういうまとめ方で出されるのですか。

(答)

この検討会議は、答申をいただく審議会形式ではなく、この検討会議でいただいた意見をもとに、教育委員会と検討会議の連名でのまとめを3月に出したいと思えます。そこには、意見と教育委員会等で考えた対策を載せて出します。ただし、3月に全てができるとは思っていませんので、引き続き、来年度も色々な検討をしながら進めてまいります。

また、教育委員の皆様からも意見をいただき、まとめに反映できるところは反映したいと考えています。例えば、以前、体罰行為と認識した際の報告・相談先を保護者にも分かるように周知したほうが良いという意見や、体罰は必ず発生するとの前提で、見つけた時の対応ガイドラインの作成をという意見もいただいていますので、それらも反映しながら一冊のまとめにして、3月に出したいと思えます。

(問)

今後の対応策は、教育委員会の中でつくるのですか、委員からも意見をもらうのですか。

(答) 教育委員会から対応策を提示し、委員から意見をいただこうと考えています。その中で、すぐに取り組めるものと、何年かかかるものがあると思いますので、そこを整理して、すぐに取り組むもの、今後検討していくものという形でまとめたいと考えています。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の6についてはこれです承したいと思います。

教育長 ○ それでは、非公開案件の審議に入ります。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長 ○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。事務局より説明してください。

(事務局) ○ 次回の定例教育委員会を、2月10日木曜日の午後2時に開催していただきたいと思います。

教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、2月10日木曜日の午後2時に開催することに御異議ございませんか。

(委員) [異議なしの声あり]

教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、2月10日木曜日の午後2時に開催することといたします。

教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。  
○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。  
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局) [ 特になし ]

教育長 ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後3時29分)